

一般社団法人日本フロアボール連盟

コーチに関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟（以下「JFF」という）の定款第2章に基づき、コーチの育成及び認定、登録に関する事項について定める。
2. フロアボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、JFFはコーチライセンス制度（以下「本制度」という）を設ける。

(コーチライセンス制度の意義)

- 第2条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
- (1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
 - (2) フロアボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
 - (3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。

(大会出場チームの義務)

- 第3条 JFF主催の大会へ出場するチームは、原則として、第4条のコーチライセンスを有する18歳以上の者を、チームに所属するコーチとして、1名以上登録しなければならない。
2. JFF主催大会へ出場するチームは、チームに所属するコーチをJFFが主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

(コーチライセンスの種類)

- 第4条 JFFが認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。
- (1) JFF公認S級コーチ
 - (2) JFF公認A級コーチ
 - (3) JFF公認B級コーチ
 - (4) JFF公認C級コーチ
2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は大会要綱にて定める。

(コーチの育成)

- 第5条 JFFは、第4条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を実施する。
- (1) JFF公認S級コーチ認定講習会
 - (2) JFF公認A級コーチ認定講習会
 - (3) JFF公認B級コーチ認定講習会
 - (4) JFF公認C級コーチ認定講習会
2. 認定講習会の受講資格、カリキュラム内容等の細目については、開催要項に定める。

(コーチライセンスの認定)

第6条 コーチライセンスの認定は、次のとおりとする。

- (1) 第5条で定めた認定講習会に受講料を支払い受講する。
- (2) 第5条で定めた認定講習会に合格した者にJFFがコーチライセンスを認定する。
- (3) 前号により認定されたコーチは、JFFに認定料を支払わなければならない。

(海外コーチライセンスの取得者)

第7条 日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JFFが認定するコーチライセンスを希望する場合、JFFの指導・審判委員会の審査を経て、認めるものとする。

(認定手続き)

第8条 認定は、会員登録管理システム(シクミネット)を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた認定料を納める。

(受講料及び認定料)

第9条 登録料は以下の通りとする。

- | | | |
|----------------|---|-----------------------|
| (1) JFF公認S級コーチ | : | 受講料:5,000円 認定料:3,000円 |
| (2) JFF公認A級コーチ | : | 受講料:4,000円 認定料:3,000円 |
| (3) JFF公認B級コーチ | : | 受講料:3,000円 認定料:3,000円 |
| (4) JFF公認C級コーチ | : | 受講料:1,000円 認定料:3,000円 |

(登録有効期間)

第10条 登録の有効期間は以下の通りとする。

- | | | |
|----------------|---|----|
| (1) JFF公認S級コーチ | : | 2年 |
| (2) JFF公認A級コーチ | : | 2年 |
| (3) JFF公認B級コーチ | : | 2年 |
| (4) JFF公認C級コーチ | : | 4年 |
2. 登録有効期間の1年は当該年度の4月～翌年3月とし、毎年度更新登録を行なうこととする。
 3. 前項の更新登録にあたっては、過去4年間のうちにJFFが開催する研修会等に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない

(登録抹消手続き)

第11条 登録を抹消する場合には、会員登録管理システム(シクミネット)を利用して、返上手続きを行うものとする。

2. 本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。
3. 登録を返上した場合の返金は一切行わないこととする。

(登録証)

第12条 JFFは登録したコーチに対し、登録証を交付する。

2. コーチは競技会等への参加にあたり、JFFが交付した登録証を携帯するものとする。

(コーチライセンス保持者の権利)

第13条 コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) JFFが発信するコーチ向け情報の閲覧
- (2) JFFが実施する研修会等への参加

(更新ポイント)

第14条 コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もJFFが開催する研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。

- 2. 更新登録が必要なライセンスについては、所定の更新ポイントを獲得しなければならない。ただし、S級及びA級のコーチライセンスについては取得後1回目の更新まではポイントの獲得を免除する。

(フォロー研修の目的および基準)

第15条 フォロー研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的にJFFが開催する。

- 2. フォロー研修は以下の基準を満たすものとする。

- (1) フォロー研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること
- (2) 研修会の時間数が2時間以上確保されていること。（休憩時間等は含まない）
- (3) 集合形式またはオンライン形式で実施されること

(ポイント基準)

第16条 更新ポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。

- (1) 受講ポイント

フォロー研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。

- ①2時間の研修会：1ポイント
- ②1日の研修で付与できるポイントは4ポイントを上限とする。

- (2) 指導ポイント

次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間2ポイントを上限とする。

- ①コーチ認定講習会の講師：1ポイント／1コマ（2時間）
- ②フォロー研修の講師：1ポイント／1コマ（2時間）
- ③カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ：2ポイント／1年
- ④ジュニアユースキャンプのコーチ等：1ポイント／全日参加

(必要ポイント)

第17条 更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。

- (1) JFF公認S級コーチ : 4ポイント
- (2) JFF公認A級コーチ : 4ポイント
- (3) JFF公認B級コーチ : 2ポイント
- (4) JFF公認C級コーチ : 2ポイント

(ポイント有効期限)

第18条 更新ポイントの有効期間は取得年度を含めて2年間とし、取得日の1年後の年度末（3月31日）に消滅する。

(遵守義務)

第19条 コーチは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及びJFFの各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 選手個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。
- (3) 選手の福利及び安全を最優先で扱うこと。
- (4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。
- (5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。
- (6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。
- (7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。
- (8) 暴力・暴言を決して許容しないこと。
- (9) 暴力根絶の努力を継続すること。
- (10) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (11) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

(コーチライセンスの失効)

第20条 以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。

- (1) JFFより登録抹消の懲罰が科されたとき
- (2) 会員登録手続きや認定料の納付が行われていないとき
- (3) 更新の際に必要な更新ポイントを獲得していなかったとき
- (4) 本人または代理人から返上の手続きがあったとき

(復活及び再認定の対象)

第21条 前条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスの復活または再認定を受けることができる。

- (1) JFF公認S級コーチ
- (2) JFF公認A級コーチ
- (3) JFF公認B級コーチ

(コーチライセンスの復活)

第22条 第20条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。

- (1) 有効期間満了日から1年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。
- (2) 更新の際に必要な更新ポイントを獲得していなかった場合は、必要な更新ポイントを獲得すること。

(コーチライセンスの再認定)

- 第23条 第20条第2号～第4号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（3月31日）までとする。
- (1) 有効期間満了日を過ぎて1年以上2年以内の者であること
 - (2) 更新に必要なポイントを獲得していること
 - (3) 都道府県連盟・協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること
 - (4) 有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。
- (1) 過去に再認定申請を行ったことがある者
 - (2) JFFより登録抹消の懲罰が科された者
3. 有効期間満了日を過ぎて2年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることができる。その場合、証明するものを添付すること。
- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
 - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
 - (3) 介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合
 - (4) その他JFFが特に認めた場合
4. ライセンス再認定に際し、認定料として3,000円を徴収する。

(懲罰)

- 第24条 JFFの規律委員会から懲罰権を委任された都道府県フロアボール連盟・協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科すことができる。

(変更)

- 第25条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

- 附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。